

# 紹介受診重点医療機関に係る協議について (中部医療圏、南部圏域)

令和8年1月28日

沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課

# 1. 紹介受診重点医療機関について

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。
- ①外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、  
②「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。
- ※紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上の病院に限る。）は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

## 【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）」等の実施状況

- ・医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
- ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来
- ・特定の領域に特化した機能を有する外来

## ○紹介・逆紹介の状況

## ○紹介受診重点医療機関となる意向の有無

## ○その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

## 【地域の協議の場】

- ①医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（※）を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。  
(※)初診に占める重点外来の割合40%以上かつ  
再診に占める重点外来の割合25%以上
- ②医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等（※）を活用して協議を行う。  
(※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

医療機関

都道府県

外来機能報告（重点外来の項目、意向等）

地域の協議の場  
における協議

⇒公表

紹介受診重点医療機関



## 国民への周知・啓発

患者がまずは地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診する。

状態が落ち着いたら逆紹介を受けて地域に戻る受診の流れを明確化。

かかりつけ医機能を担う医療機関



紹介

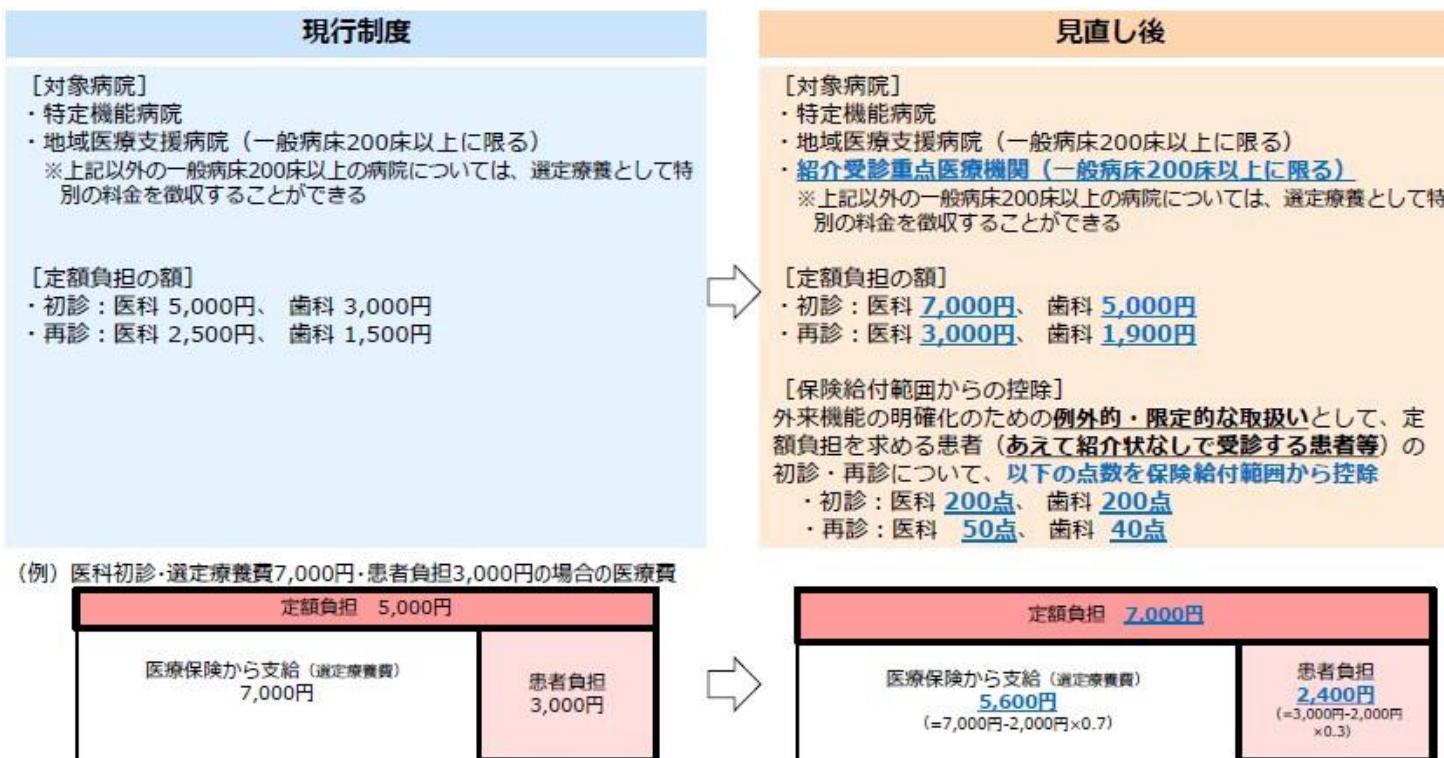
逆紹介

・病院の外来患者の待ち時間の短縮  
・勤務医の外来負担の軽減  
等の効果を見込む

## 2. 紹介受診重点医療機関になると何が変わるのでか

### 1. 紹介状なしで受診する場合の定額負担

- ✓ 紹介受診重点医療機関になると、特定機能病院と地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る）と同様に、紹介状を持たずに受診した患者から定額負担（初診時7,000円以上、再診時3,000円以上）を徴収する義務が課される。
- ※ 定額負担の対象となるのは、一般病床200床以上の病院に限る。



**[施行日等]** 令和4年10月1日から施行・適用。また、新たに紹介受診重点医療機関となってから6か月の経過措置を設ける。

### 2. 紹介受診重点医療機関入院診療加算の算定

- ✓ 入院機能の強化や勤務医の外来負担の軽減等による入院医療の質の向上を想定した加算である「紹介受診重点医療機関入院診療加算 800点（入院初日）」の算定が可能となる。
- ✓ なお、「地域医療支援病院入院診療加算 1,000点（入院初日）」と別に算定はできない。

## 2. 紹介受診重点医療機関になると何が変わるのでか

### 3. 連携強化診療情報提供料の算定

- 紹介受診重点医療機関になると、かかりつけ医から紹介された患者が紹介先となる医療機関を受診し、その診療状況を示す文書を紹介元に提供した際に算定できる「連携強化診療情報提供料」が算定可能となる。
- 紹介受診重点医療機関に上げをしていない地域医療支援病院でも、「連携強化診療情報提供料」の算定は可能だが、算定するためには従来の「診療情報提供料（iii）」のように、紹介元がかかりつけ医機能を評価する診療報酬を取得しているかの確認等が必要となる。
- 一方、紹介受診重点医療機関の場合、紹介元がかかりつけ医でなくとも、診療情報提供することで「連携強化診療情報提供料」を算定することが可能となる。

#### 現行

【診療情報提供料（Ⅲ）】 150点

##### 【算定要件】

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

##### 【対象患者】

- かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者

#### 改定後

(改) 【連携強化診療情報提供料】 150点

##### 【算定要件】

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

##### 【対象患者】

- かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 紹介受診重点医療機関において、200床未満の病院又は診療所から紹介された患者
- かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者

#### (新)

##### 地域の診療所等



患者を紹介

##### 紹介受診重点医療機関



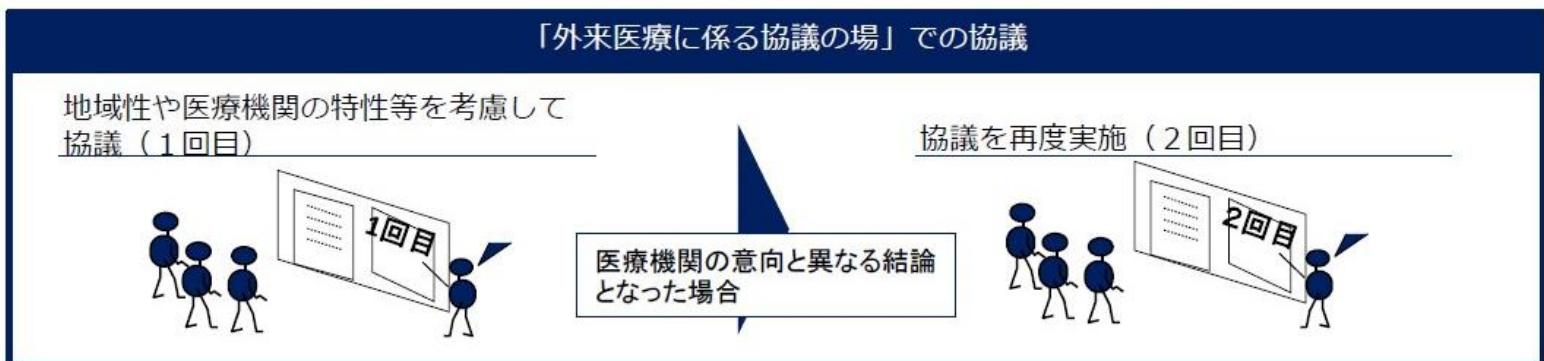
連携強化診療情報  
提供料を算定

例：生活習慣病の診療を実施

例：合併症の診療を実施

### 3. 外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

紹介受診重点外来の基準



#### 【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

##### 1 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合

- 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。

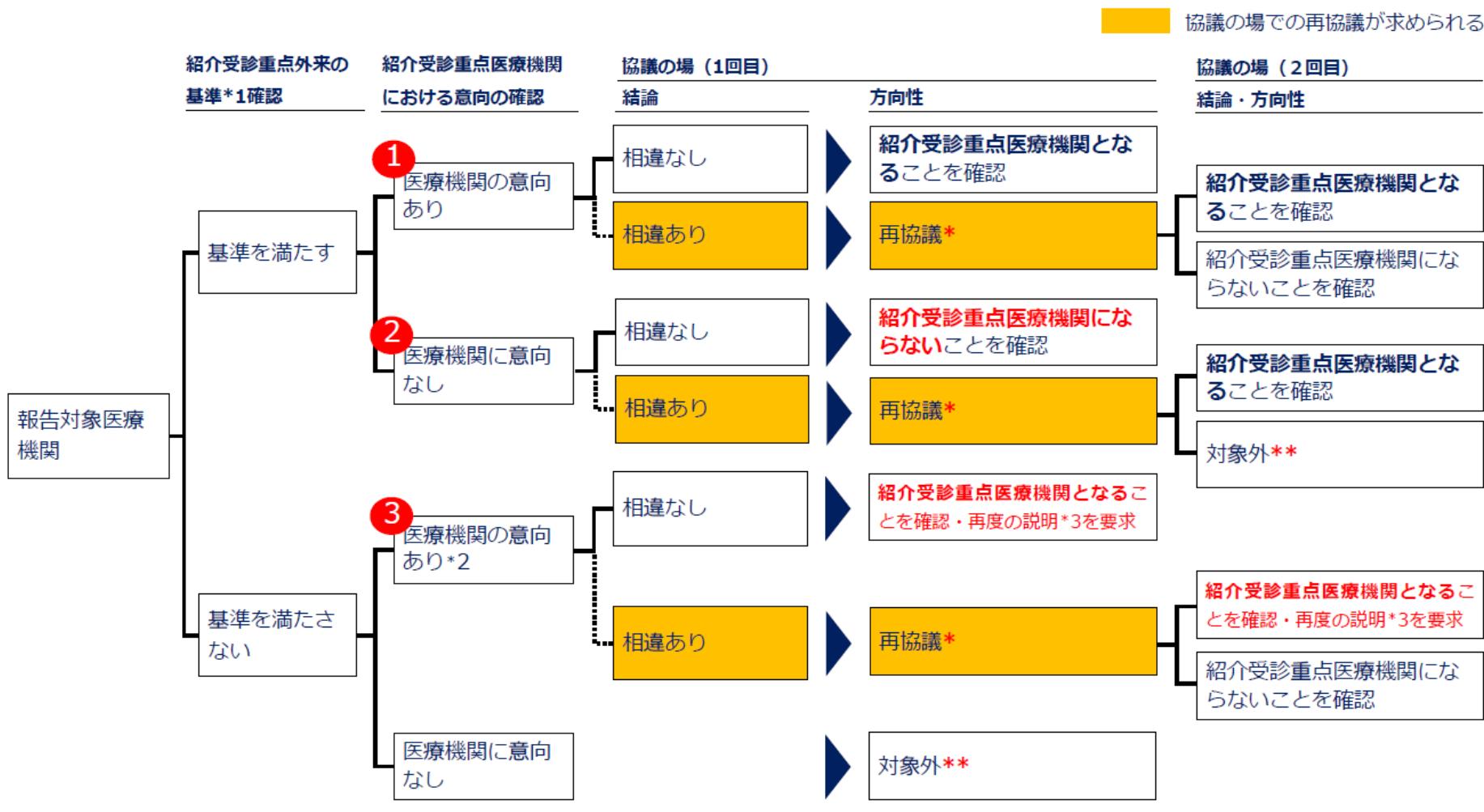
##### 2 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合

- 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。

##### 3 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合

- 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

## 4. 協議フローについて



\*1 紹介受診重点外来の基準 :

- ・初診基準：40%以上（初診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合）
- ・再診基準：25%以上（再診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合）

\*2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。

\*3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

<既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関について、協議を行う場合の留意点>

\* : 協議が整わない場合、その協議までの協議結果を継続すること

\*\* : 紹介受診重点医療機関ではなくなる場合も、協議の場の協議により、紹介受診重点医療機関にならないことを確認すること

(出典) 外来機能報告等に関するガイドライン、令和5年5月17日付事務連絡「外来機能報告における協議の場の進め方」

## 4. 紹介受診重点医療機関となる意向のある医療機関について

紹介受診重点医療機関となる意向のある医療機関は、下表のとおりです。

【令和7年度外来機能報告（R6.4～R7.3における実績）】

No.	医療機関名	R6年度 紹介受診 重点医療 機関	紹介受診重点外来の基準		参考とする水準		医療機関 から説明の 有無
			初診率	再診率	紹介率	逆紹介率	
1	北部地区医師会病院	○	67.0%	34.3%			
2	沖縄県立北部病院	○	40.9%	36.6%			
3	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院	○	74.6%	31.9%			
4	社会医療法人敬愛会 中頭病院	○	45.2%	40.4%			
5	社会医療法人かりゆし会 ハートライフ病院	○	61.6%	46.2%			
6	医療法人徳洲会 中部徳洲会病院	○	46.9%	41.9%			
7	沖縄県立中部病院	○	43.4%	31.5%			
8	医療法人おもと会 大浜第一病院	○	53.6%	37.5%			
9	沖縄赤十字病院	○	45.7%	33.0%			
10	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	○	52.8%	40.0%			
11	社会医療法人友愛会 友愛医療センター	○	64.4%	39.6%			
12	琉球大学病院	○	62.3%	31.5%			
13	地方独立行政法人 那覇市立病院	○	43.0%	38.0%			
14	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	○	28.6%	32.7%	58.3%	65.6%	
15	医療法人徳洲会 南部徳洲会病院	○	39.5%	34.7%	50.6%	68.2%	
16	沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院		19.6%	25.2%	21.5%	28.0%	○
17	沖縄県立宮古病院	○	49.8%	27.2%			
18	沖縄県立八重山病院	○	28.3%	28.9%	16.4%	28.0%	○

## 5. 紹介受診重点医療機関となる意向のある医療機関について（中部圏域）

紹介受診重点医療機関となる意向のある医療機関は、下表のとおりです。

・No. 3～7については、紹介受診重点医療機関となる基準を満たしており、協議の場における確認で十分とされている。

以上を踏まえ、当医療機関を紹介患者への外来を基本とする「紹介受診重点医療機関」としてよいか協議をお願いします。

【令和7年度外来機能報告（R6.4～R7.3における実績）】

No.	医療機関名	R6年度 紹介受診 重点医療 機関	紹介受診重点外来の基準		参考とする水準		医療機関 から説明の 有無
			初診率	再診率	紹介率	逆紹介率	
3	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院	○	74.6%	31.9%			
4	社会医療法人敬愛会 中頭病院	○	45.2%	40.4%			
5	社会医療法人かりゆし会 ハートライフ病院	○	61.6%	46.2%			
6	医療法人徳洲会 中部徳洲会病院	○	46.9%	41.9%			
7	沖縄県立中部病院	○	43.4%	31.5%			

※ No.3～7は、過年度協議により紹介受診重点医療機関として公表済ですが、紹介受診重医療機関の公表にあたっては、毎年度、協議の場での確認が必要となっています。

## 5. 紹介受診重点医療機関となる意向のある医療機関について（南部圏域）

(1) 紹介受診重点医療機関となる意向のある医療機関は、下表のとおりです。

- ・No.8～13については、紹介受診重点外来の基準を満たしているが、No.14～16については基準を満たしていない。

- ・基準を満たしていない場合は、基準に加え、紹介率・逆紹介率を参考水準として協議するとされている。

No.14～15は参考水準を満たしているが、No.16は基準、参考水準ともに満たしていない。

(2) No.16については、当該医療機関から直接説明を行います。

以上を踏まえ、No.8～16の医療機関を紹介患者への外来を基本とする「紹介受診重点医療機関」としてよいか協議をお願いします。

【令和7年度外来機能報告（R6.4～R7.3における実績）】

No.	医療機関名	R6年度 紹介受診 重点医療 機関	紹介受診重点外来の基準		参考とする水準		医療機関 から説明の 有無
			初診率	再診率	紹介率	逆紹介率	
8	医療法人おもと会 大浜第一病院	○	53.6%	37.5%			
9	沖縄赤十字病院	○	45.7%	33.0%			
10	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	○	52.8%	40.0%			
11	社会医療法人友愛会 友愛医療センター	○	64.4%	39.6%			
12	琉球大学病院	○	62.3%	31.5%			
13	地方独立行政法人 那覇市立病院	○	43.0%	38.0%			
14	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	○	28.6%	32.7%	58.3%	65.6%	
15	医療法人徳洲会 南部徳洲会病院	○	39.5%	34.7%	50.6%	68.2%	
16	沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院		19.6%	25.2%	21.5%	28.0%	○

※ No.8～13は、過年度協議により紹介受診重点医療機関として公表済ですが、紹介受診重医療機関の公表にあたっては、毎年度、協議の場での確認が必要となっています。